

## 8 . 上下水道専門部会

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（上水道・業務）

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	水道料金	
調整の内容	堺市制度に統一する。当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：水道料金 内容：口径別2部制料金（基本料金・逓増制従量料金）</p> <p>堺市水道事業給水条例第25条、26条、27条参照</p> <p>現行制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基本料金 ... 口径別基本料金を徴収している。 ただし、家事用については、口径に係わりなく20mm以下として、650円/月を基本料金としている。</li> <li>また、基本水量は付加していない。</li> <li>* 従量料金 ... 8つの使用区分を設け、50円～355円/m<sup>3</sup>の単価を設定している。</li> <li>* 用途別 ... 採用していない。</li> <li>* 公衆浴場用料金 ... 従量料金、3段階の逓増制（美原町の湯屋用に該当）</li> <li>* 福祉減免制度 ... なし。 ただし、福祉施設（限定）料金制度を実施している。 （当該施設に居住する人員に6m<sup>3</sup>を乗じて得た水量までは、125円を乗じて得た額とし、それを超える場合は、超える水量に上記従量料金を適用して得た額と合算する。）</li> </ul>		<p>名称：水道料金 内容：用途別・逓増制従量料金制度</p> <p>美原町水道事業給水条例第27条参照</p> <p>現行制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 基本料金 ... 基本水量を8m<sup>3</sup>付加して、8m<sup>3</sup>/月まで800円/月に設定している。</li> <li>* 従量料金 ... 基本水量を超えた水量について、7つの使用区分を設け、135円～330円/m<sup>3</sup>の単価を設定している。</li> <li>* 用途別 ... 一般用、湯屋用、臨時用、大口用を設定している。</li> </ul>		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（上水道・業務）

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	前納料金																																					
調整の内容	堺市の制度に統一する。																																							
現 況			調整の具体的内容																																					
堺 市		美 原 町																																						
<p>名称：前納料金                  内容：一時的に給水装置を使用しようとするものは、管理者が定めるところにより料金を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。                  給水装置工事申請書の装置栓種の項目が臨時栓の場合の全料金の額（1ヶ月分） ... 一時的に使用し、一定の期間が過ぎれば装置を撤去し、以後使用しないもの。</p> <table border="0"> <tr><td>25mm 以下</td><td>...</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>...</td><td>60,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>...</td><td>80,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>...</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>75mm 以上</td><td>...</td><td>別途</td></tr> </table> <p>給水装置工事申請書の装置栓種の項目が工事用付専用栓の場合 ... 建築工事に一時的に使用し、建物完成後、その給水装置が使用に供されるもの。                  （1ヶ月分）</p> <table border="0"> <tr><td>13</td><td>...</td><td>10,000 円</td></tr> <tr><td>20</td><td>...</td><td>15,000 円</td></tr> <tr><td>25</td><td>...</td><td>20,000 円</td></tr> <tr><td>30</td><td>...</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>40</td><td>...</td><td>60,000 円</td></tr> <tr><td>50</td><td>...</td><td>80,000 円</td></tr> <tr><td>75 以上</td><td>...</td><td>別途</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの場合も最低3ヶ月分を徴収する。</li> <li>・一時使用が完了した時点で精算する。</li> </ul>		25mm 以下	...	40,000 円	30mm	...	60,000 円	40mm	...	80,000 円	50mm	...	100,000 円	75mm 以上	...	別途	13	...	10,000 円	20	...	15,000 円	25	...	20,000 円	30	...	40,000 円	40	...	60,000 円	50	...	80,000 円	75 以上	...	別途	<p>名称：前納料金                  内容：土木工事、建築工事、興業その他臨時の用に供するため臨時に給水装置を使用する者に対し、使用予定期間中の料金概算額を予め徴収する。                  予め徴収する料金概算額は、一申請につき20万円とし、使用した水量に相当する水道料金をそれから差し引きし、臨時の使用が完了した時点で精算する。</p>		<p>事務処理を統一する観点から堺市制度に合わせる。</p>
25mm 以下	...	40,000 円																																						
30mm	...	60,000 円																																						
40mm	...	80,000 円																																						
50mm	...	100,000 円																																						
75mm 以上	...	別途																																						
13	...	10,000 円																																						
20	...	15,000 円																																						
25	...	20,000 円																																						
30	...	40,000 円																																						
40	...	60,000 円																																						
50	...	80,000 円																																						
75 以上	...	別途																																						

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道・業務)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	漏水等による水道料金の減免
調整の内容	堺市の制度に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：漏水等による水道料金の減免 内容： 給水装置等の破損等による水道料金の減免取扱い要綱のとおり</p> <p>地下漏水の場合の減額内容 ・減額する水量は、計量月数が2月のときは、漏水水量の100分の50（端数は切り上げる。） ・計量月数が1月のときは、漏水水量の100分の35（端数は切り上げる。）</p> <p>その他の漏水の場合の減額内容 減額する水量は、計量月数にかかわらず、漏水水量の100分の30（端数は切り上げる。）とする。</p>		<p>名称：漏水等による水道料金の減免 内容： 不慮の事故による漏水について、利用者の負担を要綱に定める基準により減額し、または免除する。</p> <p>地下、床下、屋内コンクリート盤下、壁中等の給水装置の破損又は腐食による不表現漏水 ... 当該漏水量の2分の1</p> <p>その他、受水層のポールタップ不良、クーリングタワー、冷凍機等の装置の破損又は不調による漏水 ... 当該漏水量の3分の1</p>	
			堺市の減免要綱を適用する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（上水道・総務）

協定項目	17 公共的団体等の取扱い	関係項目	財団法人堺市水道サービス公社
調整の内容	現行のとおりとする。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：財団法人堺市水道サービス公社</p> <p>目的： 給水区域内で、水道に関し公衆衛生及び適正な維持管理を確保するため、普及啓発、調査研究、助言等の事業を行い、もって安全で快適な水道の実現による市民の生活環境の積極的向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務内容）                  受水槽式給水設備の衛生的管理の調査・啓発・教示助言に関する事業                  製造業関係を中心とする事業所等の水道の調査・啓発・教示助言に関する事業                  水道に係る調査研究及び普及啓発に関する事業                  一般家庭用等の水道使用者を対象とする訪問サービスに関する事業                  夜間給水異常受付補助事業                  その他目的に添った事業</p>		<p>名称：</p> <p>目的：</p>	
<p>堺市水道サービス公社の事業地域に美原町区域を含め、拡大して運営を行う。</p>			

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道・業務)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	関係項目	給水方式(直結方式の拡大)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：給水方式(直結方式の拡大)</p> <p>内容： 堺市は、一部給水区域を除き、自然流下方式で配水を行っている。給水方式は、この配水圧を有効に利用するため次のとおりとしている。</p> <p>設置を認める給水方式は、直結方式と貯水槽方式がある。直結方式には水道管の水圧で給水する直圧方式と不足水圧を個々に増圧する増圧方式があり、貯水槽方式には、圧送方式と高置水槽方式がある。</p> <p>直結直圧方式は、2階建物以下とする。ただし、区域を限定し3、4階建物で1日計画使用水量12立方メートル以下の条件に適合するものについて事前に協議し承認する。</p> <p>直結増圧方式は、小規模貯水槽解消の目的で1日計画使用水量25立方メートル以下の条件に適合するものについて事前に協議し承認する。</p>		<p>名称：給水方式</p> <p>内容： 設置を認める給水方式は、直結直圧方式と貯水槽方式がある。</p> <p>直結直圧方式は、2階建物以下とする。</p>	
堺市の基準に統一する。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道・業務)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	関係項目	給水管の維持管理(修繕費用免除の範囲)
調整の内容	堺市の例に合わせる。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：給水管の維持管理(修繕費用免除の範囲)</p> <p>内容： 修繕その他必要な処置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とすることが原則にある。ただし、自然漏水による修繕工事費用を徴収しない範囲は下記のとおり。</p> <p>(1) 配水管の分岐点からメーターまでの漏水に係る修繕工事(第一止水栓からメーターまでの敷地内の漏水に係る修繕工事については、その工事の施行延長が1メートル以内のものに限る。)とする。ただし、修繕工事部分が鉛管である場合は、メーター(第二止水栓があるときは、第二止水栓)の下流側50センチメートルまでとする。</p> <p>(2) 直結直圧方式の中層建築物又は直結増圧方式の中層もしくは高層建築物の場合は、配水管の分岐点から第1止水栓または第1仕切弁までの漏水に係る修繕工事とする。</p> <p>なお、直営による修繕工事行っていない。(敷地内維持管理業務)</p>		<p>名称：給水管の維持管理(修繕費用免除の範囲)</p> <p>内容： 配水管の分岐点からメーターまでの修繕工事費用については水道事業所負担とし、メーターから下流側の使用者敷地内にかかる修繕工事費用については使用者負担としている。</p> <p>なお、直営による修繕工事は行っていない。</p>	堺市の基準に統一する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(下水道)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	下水道使用料																																																
調整の内容	堺市制度に統一する。当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。																																																		
現 況			調整の具体的内容																																																
堺 市		美 原 町																																																	
<p>名称：下水道使用料 内容：公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料は、使用者が排除した汚水の量に応じ、使用期間1月につき、下記により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(1 m<sup>3</sup>あたりの単価)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>汚 水 量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">一 般 汚 水</td> <td>基本使用料</td> <td>580 円</td> </tr> <tr> <td>10 m<sup>3</sup>まで</td> <td>45 円</td> </tr> <tr> <td>11～ 20 m<sup>3</sup></td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td>21～ 30 m<sup>3</sup></td> <td>170 円</td> </tr> <tr> <td>31～ 50 m<sup>3</sup></td> <td>175 円</td> </tr> <tr> <td>51～ 100 m<sup>3</sup></td> <td>235 円</td> </tr> <tr> <td>101～ 500 m<sup>3</sup></td> <td>295 円</td> </tr> <tr> <td>501～ 1,000 m<sup>3</sup></td> <td>325 円</td> </tr> <tr> <td>1,001 m<sup>3</sup>以上</td> <td>355 円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>22 円</td> </tr> </tbody> </table>			汚 水 量	使用料	一 般 汚 水	基本使用料	580 円	10 m <sup>3</sup> まで	45 円	11～ 20 m <sup>3</sup>	120 円	21～ 30 m <sup>3</sup>	170 円	31～ 50 m <sup>3</sup>	175 円	51～ 100 m <sup>3</sup>	235 円	101～ 500 m <sup>3</sup>	295 円	501～ 1,000 m <sup>3</sup>	325 円	1,001 m <sup>3</sup> 以上	355 円	公衆浴場汚水	22 円	<p>名称：下水道使用料 内容：公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の額は、毎使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じ、下記により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(1 m<sup>3</sup>あたりの単価)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水 量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">一 般 排 水</td> <td>基本料金 8 m<sup>3</sup>以下</td> <td>495 円</td> </tr> <tr> <td>8 m<sup>3</sup>を超え 20 m<sup>3</sup>以下の部分</td> <td>77 円</td> </tr> <tr> <td>20 m<sup>3</sup>を超え 30 m<sup>3</sup>以下の部分</td> <td>88 円</td> </tr> <tr> <td>30 m<sup>3</sup>を超え 50 m<sup>3</sup>以下の部分</td> <td>99 円</td> </tr> <tr> <td>50 m<sup>3</sup>を超え 70 m<sup>3</sup>以下の部分</td> <td>115 円</td> </tr> <tr> <td>70 m<sup>3</sup>を超え 100 m<sup>3</sup>以下の部分</td> <td>137 円</td> </tr> <tr> <td>100 m<sup>3</sup>を超え 500 m<sup>3</sup>以下の部分</td> <td>165 円</td> </tr> <tr> <td>500 m<sup>3</sup>を超える部分</td> <td>198 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">公衆浴場汚水</td> <td>17 円</td> </tr> </tbody> </table>			水 量	使用料	一 般 排 水	基本料金 8 m <sup>3</sup> 以下	495 円	8 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下の部分	77 円	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の部分	88 円	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の部分	99 円	50 m <sup>3</sup> を超え 70 m <sup>3</sup> 以下の部分	115 円	70 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下の部分	137 円	100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> 以下の部分	165 円	500 m <sup>3</sup> を超える部分	198 円	公衆浴場汚水		17 円	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。</p>
	汚 水 量	使用料																																																	
一 般 汚 水	基本使用料	580 円																																																	
	10 m <sup>3</sup> まで	45 円																																																	
	11～ 20 m <sup>3</sup>	120 円																																																	
	21～ 30 m <sup>3</sup>	170 円																																																	
	31～ 50 m <sup>3</sup>	175 円																																																	
	51～ 100 m <sup>3</sup>	235 円																																																	
	101～ 500 m <sup>3</sup>	295 円																																																	
	501～ 1,000 m <sup>3</sup>	325 円																																																	
	1,001 m <sup>3</sup> 以上	355 円																																																	
	公衆浴場汚水	22 円																																																	
	水 量	使用料																																																	
一 般 排 水	基本料金 8 m <sup>3</sup> 以下	495 円																																																	
	8 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下の部分	77 円																																																	
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の部分	88 円																																																	
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の部分	99 円																																																	
	50 m <sup>3</sup> を超え 70 m <sup>3</sup> 以下の部分	115 円																																																	
	70 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下の部分	137 円																																																	
	100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> 以下の部分	165 円																																																	
	500 m <sup>3</sup> を超える部分	198 円																																																	
公衆浴場汚水		17 円																																																	



協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	災害対策事務	災害対策協定	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道事業管理者公用車運転業務		堺市制度で実施	堺市独自の業務のため継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	総務事務	総務事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道事業関連団体事務	水道事業関連団体事務	堺市制度で実施	堺市として継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	庶務事務	庶務事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	法規事務	法規事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	文書事務	文書事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	事務機器管理事務	事務機器管理事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	広報事務	広報事務	堺市制度で実施	両市町の事業を継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	庁舎管理事務	庁舎管理事務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。ただし、美原町の業務無線を継承する
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	経営企画管理業務	経営企画管理業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道料金の策定	水道料金の策定	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	経営改善管理業務	経営改善管理業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	情報化推進事業	情報化推進事業	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	電算管理・水道局情報化計画の策定		堺市制度で実施	堺市独自の業務のため継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	研修関係(水道局職員に係るOJT、OffJT)	研修関係	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	福利厚生関係(被服貸与業務)	福利厚生関係(被服貸与業務)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	財務会計システム	財務会計システム	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	会計規程(各種帳票)	会計規程(各種帳票)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	固定資産(科目、耐用年数、除却方法等)	固定資産(科目、耐用年数、除却方法等)	堺市制度で実施	堺市の制度に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	勘定科目及び予算科目	勘定科目及び予算科目	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	引当金の設定	引当金の設定	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道施設及び車両の事故に対する補償業務	水道施設及び車両の事故に対する補償業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	車両の管理業務	車両の管理業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	送配水管用地の賃貸借・使用貸借契約業務		堺市制度で実施	堺市独自業務のため継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道工事のしゅん工検査	工事完了検査	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
18 補助金・交付金等の取扱い	財団法人堺市水道サービス公社事業運営補助金		堺市制度で実施	堺市独自制度のため継続する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	電算システム運用管理(料金システム)	電算システム運用管理(料金システム)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	量水器の取り付け・取り替え・取り外し	量水器の取り付け・取り替え・取り外し	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	自動検針業務		堺市制度で実施	堺市独自業務のため継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道料金等の収納金の収納整理(収納日報)	水道料金等の収納金の収納整理(収納日報)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	図面等の管理(配管図、戸番図、給水装置台帳等)	図面等の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	図面情報の提供(ファイリングシステム)	図面情報の提供	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	道路占用継続	道路占用継続	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	給水管及び給水用具の指定	給水管及び給水用具の指定	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	メータ検針業務(検針間隔・直営・委託・行程区・日程区の設定)	メーター検針業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	過誤納金処理業務	過誤納金処理業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	滞納整理～給水停止業務	滞納整理～給水停止業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	一時使用に係る前納金業務	一時使用に係る前受金業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	お客様番号の設定	お客様番号の設定	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	開閉栓業務	開閉栓業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	臨時給水制度	臨時給水制度	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	夜間・休日体制	休日・夜間体制	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	道路上修繕工事(調査、監督、精算、材料の保管等)	道路上修繕工事	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	敷地内の維持管理(調査・精算等)	敷地内漏水調査	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	給水装置工事の申込み(受付窓口)	給水装置工事申込み(受付窓口)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	現地立会、防護指導、給水異常対応等	現地立会、防護指導、小規模貯水槽水道の管理指導	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	弁栓類及び水管橋の維持管理	水管橋管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	給水装置工事事業者の指定	給水装置工事事業者の指定	堺市制度で実施	堺市の規程に統一する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	道路法協議(第34条関係)	道路法協議(第34条関係)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道管洗浄排水業務	赤水対策(洗管)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	事業予算・執行管理	事業予算・執行管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水需要・給水量計画策定業務	水需要・給水量計画策定業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	配水施設整備事業計画策定業務	配水施設整備事業計画策定業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	事業予算策定	事業予算策定	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	配水施設整備事業計画策定の支援業務	配水施設整備事業の計画策定支援業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道工事の設計審査	水道工事の設計審査	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道工事の設計積算業務	設計積算業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道事業の起債申請・国庫補助申請	水道事業の起債申請・国庫補助申請	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	大阪府営水道協議会技術部会の事務		堺市制度で実施	堺市独自事務のため継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	機器材審査委員会の事務		堺市制度で実施	堺市独自事務のため継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水道施設の整備工事・受託工事の設計及び監督業務	水道施設の整備工事の監督業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水運用の管理	水運用の管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水運用の実施計画	水運用の実施計画	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	その他水運用	その他水運用	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	浄配水施設の維持管理	浄配水施設の維持管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	浄配水設備の維持管理	浄配水設備の維持管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	浄配水設備設計施工	浄配水設備設計施工	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水質検査	水質検査	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水質検査に係る機器等の維持管理	水質検査にかかる機器等の維持管理	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水質管理業務	水質管理業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	水質業務の調査及び解析	水質業務の調査及び解析	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)		産業廃棄物処理	美原町制度で実施	美原町だけの事業であるため、継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)		産業廃棄物処理の搬送業務の委託	美原町制度で実施	美原町だけの事業であるため、継続する。